

# スマート農業果樹産地導入モデル整備事業業務委託仕様書

## 1. 委託業務の名称

スマート農業果樹産地導入モデル整備事業業務委託

## 2. 委託業務の目的

三重県の熊野市、御浜町、紀宝町（以下、紀南地域という）では、温暖な気候を活かした柑橘産業が基幹産業となっており、県内一の産地規模を有しているが、生産現場では生産者の高齢化や労働力不足と収穫・運搬などの作業の非効率性が相まって、放棄園地が拡大しており、産地の生産力が急激に低下している。このため、産地の生産力の維持に向けて、機械化やスマート技術導入により作業の自動化・効率化を図り、担い手農家の規模拡大を可能にしていくことが求められている。

そこで、産地においてスマート技術導入等による経営規模拡大を具体的な取組として進めていくため、規模拡大の意向がある農家の中からモデルとなる農家を選定し、圃場の作業性、労働力や経営管理の状況等、経営上の課題を調査し、モデル園地整備等による技術実証に取り組むことで、今後、導入すべきスマート技術や基盤整備の要件等を明らかにする。さらに、今後の国庫補助事業等を活用した園地の再整備に向けて、耕作状況や圃場条件等を考慮し、担い手農家への集積・規模拡大が可能となる候補地区の調査を実施する。

## 3. 委託業務内容

### (1) 柑橘栽培経営のスマート化による規模拡大に向けたモデルの設定

紀南地域の生産者に対し、将来の経営規模拡大の意向を調査し、モデルとなる農家を選定したうえで、大規模法人化に向けて必要となるスマート技術や基盤整備等を実証するモデルを設定する。

#### ①モデル農家の選定及び規模拡大に向けた経営課題の調査

- ・機械化、自動化技術の活用や、園地整備を含めた規模拡大に取り組む意向のある農業者をモデルとして選定し、規模拡大していく上でボトルネックとなる課題を調査する。

モデル農家：3経営体以上を選定

#### ②導入可能な省力・多収技術および規模拡大のボトルネック解消に向けた取組の検討

- ・①で選定したモデル農家を対象に、導入可能な機械化、自動化を含む新たな省力・多収技術（実用化が見込まれるものを含む）を圃場条件とあわせて検討し、効果予測を行う。

- ・①で選定したモデル農家を対象に、作業集中時のボトルネックの解消につながる取組や、経営体の生産力強化に資する取組について、モデル的に実施することでその効果を検証する。

### ③モデル園地の再整備の実施

- ・①で選定したモデル農家等、新たな技術導入により規模拡大を図る意向がある経営体に対し、今後の省力・多収技術として期待されている根域制限栽培等のスマート技術を導入する園地をモデルとして整備し、導入にかかる労力、経費等を検証する。

なお、園地整備にあたって資格が必要な機械等を使用する場合については、有資格者が作業を行うこと。

根域制限栽培等スマート技術モデル園地整備 5a 以上

## (2) 圃場整備候補地の選定

- ・(1) で実施した調査内容等を踏まえ、耕作者の状況や、圃場条件を考慮し、園地の再整備により担い手農家への集積・規模拡大が可能と見込まれる地区を調査する。候補地については、今後の国庫補助事業導入を念頭に、一定規模以上の園地整備が可能と見込まれる地区を選定し、耕作状況や園地整備条件等を整理する。

園地再整備候補地 3か所以上

## (3) その他共通事項

- ・委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら決定するものとする。
- ・委託期間内において、必要に応じ、三重県と月1回程度の打ち合わせを実施する。

## 3 契約上限額

金 3, 965, 770円 (消費税及び地方消費税を含む。)

## 4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

### (1) 参加者資格

- ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

- ・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- ・三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 契約条件

- (1) 委託業務名 スマート農業果樹産地導入モデル整備事業
- (2) 契約期間 契約の日から令和2年3月25日（水）まで
- (3) 委託業務の履行期間 令和2年3月25日（水）
- (4) 成果品 実施報告書（様式は契約時に指示する）
- (5) 成果品の提出期限 令和2年3月25日（水）

6 参加確認申請書の提出

- (1) 本事業を受託しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち「企画提案コンペ参加資格確認申請書」（第1号様式）を作成・押印のうえ、1部提出すること。
- (2) 提出期限等  
企画提案コンペ参加資格確認申請書は、持参又は郵送で提出すること。  
（電子メール、FAXによる提出は受け付けないこととする。）  
提出期限は令和元年10月31日（木）15時必着とする。  
郵送の場合は、電話にて提出先に到達を確認すること。
- (3) 提出先  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県農林水産部農産園芸課  
電話 059-224-2808

7 企画提案コンペの実施

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料の内容・資料を「スマート農業果樹産地導入モデル整備事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

企画提案コンペの審査基準は以下のとおりとする。

- (1) 企画内容：提案の内容が、効果的かつ効率的な仕組みとなっているか。

- (2) 的確性：提案の内容が仕様書に合致し、モデル農家の選定方法、省力・多収技術の想定、生産力強化に資する取組の内容、園地整備候補地区の選定方法等が具体的に記述されているか。
- (3) 専門性：柑橘生産のスマート技術や園地の再整備等に対する豊富な知識を有しているか。
- (4) 実現可能性：スケジュールが的確に策定され、契約期間内に事業が実施できる内容となっているか。
- (5) 経済性：十分な効果が期待できる適正な見積り、費用対効果の高い内容となっているか。
- (6) 実施体制：県等の関係機関、生産者や生産団体等と綿密に調整できる体制となっているか。また、報告書の作成等が十分に行える体制となっているか。

- ・企画提案書の提出期限は、令和元年11月7日(木)15時必着(提出先：三重県農林水産部農産園芸課)とする。メール不可。
- ・提出された企画提案書等により、選定委員会にて最優秀提案者を決定し、その者と委託契約を締結する。
- ・随意契約は、見積書の提出により行う。

## 8 企画提案関係資料の提出

### (1) 提出を求める企画提案関連資料

- 1) 企画提案申請書(第3号様式) 1部提出
- 2) 企画提案書(様式自由) 8部(正本1部、副本7部)提出
- 3) 費用内訳書(「消費税込み」か「外税」かを表記のこと) 8部(正本1部、副本7部)提出
- 4) 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、または「代表者事項証明書」の写し 1部提出

### (2) その他

- ・企画提案に要する費用は、提案者負担とする。
- ・企画提案資料を郵送にて送付する場合は、必ず提出期限までに電話に担当課あて受理を確認すること。

## 9 質問の受付及び回答

企画提案に関する質問は、次のとおり必ず文書を提出すること。

### (1) 提出方法

F A X (059-223-1120)

またはEメール (nousan@pref.mie.lg.jp) で受け付ける。

※電話での質問には、回答できないので注意すること。

(2) 提出期限

令和元年10月29日(火) 15時必着

(3) 回答

令和元年10月30日(水)までにEメール、FAXのいずれかにて回答する。また、受け付けたすべての質問及び回答については、県ホームページに掲載する。

## 10 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)(有料)」(所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの)の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの(無料))の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (4) 見積書(別途指示する)
- (5) 三重県物件等電子調達システム利用者登録をしていない事業者又は共通債権者(物件契約)登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者(物件契約)登録申出書」

## 11 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産部農産園芸課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保

証金を免除する。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続き中の者については、契約保証金を免除しない。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各 1 通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。（契約金額は、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）
- (4) 契約は、三重県農林水産部農産園芸課において行う。

## 1 2 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

## 1 3 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

## 1 4 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

## 1 5 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下、「暴排要綱」という。）第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」（以下、「落札停止要綱」という。）に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

## 1 6 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 発注所属に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第 7 条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置

を講じる。

## 17 その他

- 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- 委託料については、三重県が必要と認めた場合は、概算払請求することができるものとする。
- 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条に罰則があるので留意すること。

## 18 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県農林水産部農産園芸課  
電話 059-224-2808 FAX 059-223-1120  
E-mail [nousan@pref.mie.lg.jp](mailto:nousan@pref.mie.lg.jp)  
担当：山戸、渡邊